

令和3年8月5日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 平井 秀雄

賃金主任 小川 尊司

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

令和3年度栃木県最低賃金の改定を答申

— 時間額882円(引上げ額28円) —

栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 太田正 作新学院大学 名誉教授)は、令和3年7月5日(月)、栃木労働局長(藤浪竜哉)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月5日(木)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額882円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月16日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(全国一律28円の引上げ)を参考にしつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

【参考：栃木県最低賃金額の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金額	751円	775円	800円	826円	853円	854円